

(参考資料)

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302 : 2000) (抜粋)

2 建築用途別処理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

表

類似用途別 番号	建築用途			処理対象人員	
				算定式	算定単位
2	住宅施設 関係	イ	住宅	$A \leq 130^{(2)}$ の場合	n=5
				$130^{(2)} < A$ の場合	n=7
				n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	

注 (2) この値は、当該地域における住宅の一戸当りの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。